

知環発第70号 令和3年6月7日

愛知県知事 様

知多市長 宮 島 囂



知多火力発電所 7,8 号機建設計画 環境影響評価方法書について (回答)

令和3年5月21日付け3環活第128号で照会のありましたこのことについて、 環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画、工事計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう環境の保全のための措置を確実に実施するとともに、最新の知見・技術を導入するなど、できる限り温室効果ガス排出量の削減、環境影響の低減を図ること。
- 2 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を 行うこと。
- 3 工事関係車両の運行にあたっては、騒音、排ガスなど、沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮するとともに、交通渋滞、通行障害の原因とならない運行計画の ・策定に努めること。
- 4 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 5 準備書の作成に当たっては、市民にわかりやすい図書となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話 0 5 6 2 - 3 6 - 2 6 6 0 (直通))

爱知県 -3.6.-7 *** 多 写

生第30号

令和3年(2021年)5月25日

愛知県知事様

東海市長 花 田 勝



知多火力発電所 7, 8 号機建設計画 計画段階環境方法書について (回答)

令和3年(2021年)5月21日付け3環活第128号にて照会のありましたことについて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討等に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 工事関係車両の通行に当たっては、大気汚染並びに交通騒音及び渋滞の軽減に努めること。

担 当 東海市役所 環境経済部

生活環境課 環境対策グループ

電 話 052-603-2211, 0562-33-1111 (内線 553)

メール kankyou@city.tokai.lg.jp

